

所管部課		市民環境部 市民課		部長		市民環境部長	
件 名		東大和市印鑑条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市印鑑条例施行規則					
	部課機関						
1. 要 旨 東大和市DXプランで掲げた目標のうち、市役所に行かなくても手続きができる「行かない市役所」を進めるため、スマートフォンとマイナンバーカードを使用して、印鑑登録証明書の交付請求をできるようにするため、条例の一部改正を行うものである。 (1) 主な改正内容 第17条の印鑑登録証明書の交付請求において、第2項に電子情報処理組織を使用する方法により交付を請求する場合は、印鑑登録証の提示を要しないものとする規定を追加する。 第18条の印鑑登録証明書の交付において、第17条第2項に基づく請求に際し、郵便等により交付する規定を追加する。 (2) 施行日 令和6年11月25日 (3) 影響及び効果 証明書の申請方法の選択肢が増えることにより、市民の利便性が向上する。							
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 総務課において審査済み							
3. 留意事項 (問題点等) 東大和市印鑑条例施行規則についても同様に一部改正を行う。							
4. 主管部処理案 (検討結果等) 令和6年第3回市議会定例会 (最終日) に議案として提出したい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。